



コロナにも負けず
初夏を彩るカラー
(杜宅の庭先にて)

コロナ禍を乗り切るため「新しい生活様式、新たな日常」が叫ばれております。これはコロナ対策としての一時的・暫定的な措置ではなく、同時に日常の家庭・社会生活(仕事を含む)面での様式や習慣、風習、行動態様等々についての抜本的な意識改革を意味するものと理解すべきでしょう。

100年前(大正時代)のスペイン風邪(記事ご参照)でも、多くの生活様式等の改革が行われ、現代に継承されていると言われております。

＜記事＞世界中に蔓延したスペイン風邪では、2年余にわたり3度の大波に見舞われ、日本だけで国民の3割以上が感染、45万人以上の犠牲者(死亡)が出ております。

＜川村記＞

支部の活動概要

《4・5月活動実績》

- 4. 4(木) 千葉県護国神社奉仕作業(千葉市)
- 5.23(土) 館山支部総会行事
(館空会との合同行事、中止)
- 5.27(水) 旧海軍落下傘部隊慰霊祭(安房神社)
- 5.30(土) 5月支部役員会(資料類配付のみ)

《6・7月活動予定》

- 6. 15(月) 千葉県隊友会通常総会(千葉市内、中止)
- 6&7月 NPO海・河川浄化運動協力(館山市内、中止)
- 時期未定 21空群・飛行幹部候補生100k行軍声援
- 7月 千葉県隊友会前期理事・支部長会議(千葉)
- 7.25(土) 7月支部役員会(コミセン)

令和2年度支部事業計画について

5月下旬に予定しておりました恒例の館空会との合同行事(両会総会、合同懇親会等)については、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止の止むなきに至りました。

総会提議議案(事業報告、事業計画ほか)につきましては、支部役員会による審議(ただし状況に鑑みて役員会の開催も困難であったため書面審議の形式)で承認されたことをご了承ください。

なお事業計画等ご希望の方は事務局あて申出下さい。別途郵送します。

＜令和2年度館山支部事業計画について＞

年度の事業計画を立てる上で、前年度の事業活動の分析は欠かすことができないことですが、元年度の事業分析から忌憚なく述べますと、「隊友会活動に対する会員の理解、関心、参加意識等の面でイマイチ」の感を禁じ得ないことです。

これは、事業活動の計画内容、推進の方法、支部長はじめ役員らの熱意等々の要因があげられますが、決定的な原因が何なのか、どこにあるのか等については、今後とも引き続き追究してゆく所存です。

○昨年度は支部運営基盤の強化策として、(ある程度専断的に会務の推進に携わることのできる)役員らの選任を掲げ、お蔭様で成果を上げつつありますが、今年度も引き続きご理解ご協力をお願い致します。

○「体力・身の丈に見合った活動を」という声・意見もありますが、「同感」であると同時に、公益社団法人隊友会としての事業活動の趣旨を考えた場合、「(計画・実施面で)ある程度の背伸び」もやむをえないと考えております。 <支部長>

「隊友会総会議決権の行使ほか」について

今回は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、千葉県隊友会通常総会(6月15日予定)の開催中止という前例のない措置が講じられた関係上、従来の隊友会定時総会における「議決権の代理行使」に加えて、千葉県隊友会総会議案の賛否に関する二つの案件についての意思表示をお願いするものです。多少、込み入っておりますがご理解ご協力をお願い致します。

① 令和2年度隊友会定時総会(6月25日、参加者を制限して開催)における各議案(「隊友5月15日号」に掲載)について、代理人(千葉県隊友会会長)に一任する案件

② 令和2年度千葉県隊友会通常総会議案(第1号～第5号議案)の賛否を求める案件
上記①及び②について、6月5日(金)までに投函お願いいたします。

※一般社団法人や株主総会などの場合は、意思表示がない場合は「賛成・異議なし」と見なされておりますが、公益社団法人については、会員の「意思表示」が必須事項として義務付けられております。 <支部事務局>

寄稿：その後の「南極観測支援」事情 (前編)

昨年8月に海上自衛隊を定年退職し、長い単身生活から解放されて現在、古巣の館山に落ち着いております。36年間の海自勤務の中で、5回に及ぶ南極観測支援行動や海幕の南極観測支援班勤務など、南極とは深い縁がありました。「宗谷」に始まった南極観測事業が、砕氷艦「ふじ」の就役により海自が艦の運用、搭載ヘリによる空輸を全面的に担うことになり、館山は搭載ヘリの母基地として、ベルやOH型観測ヘリ、「カラス」の名で知られたS61型輸送ヘリなど、長い間市民にも親しまれてきました。搭載ヘリの母基地が岩国に移ってすでに10年が経過し、館山と南極との縁も薄らぎ、速い過去のことになってしまったようで寂しい限りです。本稿では、「その後の南極観測支援事情」と題して、輸送ヘリの母基地が岩国に移った以降のことについて概略紹介することになります。

「5003しらせ」と「CH-101輸送ヘリ」について

3代目砕氷艦「しらせ」後継艦の名称公募で挙げられた候補の中から、「しらせ」の名が広く国民に浸透していること、南極大陸の「白瀬氷河」に因んで、4代目砕氷艦も「しらせ」と命名されました。紛らわしいのでここでは3代目を「5002しらせ」、4代目を「5003しらせ」と呼ぶことにします。海自では「南極砕氷艦」、文科省や観測関係者は「南極砕氷船」と呼んでますが、この呼称を巡って報道や関係者の会議の場などで冷ややかな空気が流れることがあります。艦と航空機の運用を担う我々としては「砕氷艦」と呼ぶのがごく自然ではないでしょうか。

次にヘリコプターですが、CH-101はイギリスのウェストランド社とイタリアのアグスタ社の共同開発によるもので、機体の前半分はジャガーなど流線型を好むイギリス人、後ろ半分はフェラーリなどの直線的デザインを好むイタリア人の設計によるものとか。一味違う英伊合作の特徴を見るようです。細部については割愛しますが、装備面で特徴的なことを挙げますと、コックピットの計器類はすべてデジタル化された液晶ディスプレイ方式が取り入れられ、オーディオシステムは注意喚起を男性、警報は女性の声という具合に搭乗員の心理を考慮したものでしょう。

ロールスロイス社(英)製の3基のエンジンは、全自動デジタル電子制御でレバー操作に代えてガスコンロのようなコックで操作する方式、操縦装置は操縦桿から手を放してトリムで操作するなど、随所に人間工学に基づく設計思想が取り込まれています。

長いことSH-60シリーズに慣れ親しんできた私にはどれも新鮮に映りました。

岩国基地での要員訓練、艦の保守整備

「5003しらせ」の搭載ヘリがCH-101に決まり、「しらせ」の輸送ヘリが同型機MCH-101掃海ヘリを運用する岩国航空基地に集約されることになったのも、要員養成、部品の管理・調達、人事交流、訓練資源の共有等の観点から必然の成り行きと言えるでしょう。



＜南極観測輸送ヘリCH-101＞
岩国航空基地HPから転載

同型機のMCH-101掃海ヘリを含め岩国での保有・運用機数は十数機で、当初2機体制でスタートした「しらせ」の搭載機もようやく念願の3機体制になりましたが、部隊での定期整備や製造会社での定期修理搬入に加えて部品の入手難などで、運用できる機数が1～2機というのが実情でした。

お隣の111空のMCHに搭乗させてもらって一部の訓練を受けたが、さらには搭載機1機という薄氷を踏む思いでの南極行動も幾度かありました。このような状況の中で起こった平成29年の訓練中の横転大破事故は思いもかけなかった出来事でした。この事故を契機に、しらせ搭乗員は111空兼務の形で訓練を受けることになり、訓練管理面での大幅な改革が行なわれたのも終生忘れられぬことでした。

帰国した搭乗員・整備員にとって横須賀在泊と造船所(鶴見)入渠は、艦の保守整備の上で次の出航に備える重要な場・機会であることは言うまでもありません。そのため、岩国と横須賀・鶴見間の新幹線による往返と言う、館山時代とは違った何とも非効率的な行動を余儀なくされました。

＜次号に続く＞

＜竹林 穰 支部理事役(海)＞

「海軍築城」とは？ 海軍が手がけた築城施設について

以前この場で「海軍築城と戦争遺跡」と題して紹介したことがあるが、「よく分らない」との声も聞かれたので再度解説することにする。そもそも「海軍築城」という用語自体、海軍の公式用語ではなく、戦時中の施設関係者の間で芽生えた施設構築のコンセプトであろう。

「築城」は、わが国では群雄割拠の戦国時代に各武將が競って城(防御陣地)を築いたことに起源し、信長が天下統一に乗り出したころから築城が本格化し、天守閣を構えた城が各地に造られた。大河ドラマ「麒麟がくる」の中に出てくる「光秀の館」も築城の走りであろう。

旧陸軍では、歩兵部隊の陣地構築の基本として、また現在も陸上自衛隊では普通科部隊の戦術の基本として継承されている。一方で、海洋を戦(いくさ)の場とする海軍にとって城とか陣地はおおよそ縁がない筈である。このへんから説明することにする。

「海軍築城」の由来

海軍はS16年12月の開戦に先立って多くの「設営隊」を編成し、南方各地に進出させて飛行場の建設に全力を投入した。開戦初頭の航空作戦を有利に展開できたのは、この設営隊の懸命な努力によるところ大である。

海軍が先鞭をつけた航空戦も、予想外に早かった米軍の本格的な反攻によって日本軍は、航空機や兵員、飛行場施設に甚大な被害を被った。施設関係者にとって「空からの脅威・航空攻撃」を防ぐための手立てを講じることは喫緊の要事であった。

知識経験のないまま必要に迫られて飛行場周辺に築いた地下壕等の無数の防御施設は、海軍の「築城施設」の「先駆け」と言えよう。「築城施設」建設のための法令改正と準備

施設関係者にとって「海軍建築部令」の改定は、「築城施設」を手がける上で必須の行程であった。関係部門への度々の根回しが功を奏し、S18. 8に帝国議会で建築部令の改定が承認された。天皇の御裁決を要する法案である。

改定内容は、施設部門に対してそれまでの「一般建築」に加えて「築城施設」が加えられたものであるが、この法案の承認によって、築城施設建設のための予算を確保することができること。言い換えれば建築機材・資材、作業力(人)等確保のための法的根拠が与えられたことである。法案の通過と同時に築城マニュアルの作成や築城要員の養成講習、部隊への築城講習、設営機材機械化のための研究実験等々の施策が矢継ぎ早に打ち出された。 <次号に続く>

＜自称地域史探索マニア その27＞

